

## かほく市空家等家賃支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、かほく市空家等の適正管理に関する条例（平成28年かほく市条例第7号）第4条の規定に基づき、かほく市における空き家の有効利用による定住促進及び地域の活性化を図るため、かほく市空き家情報登録制度実施要綱（平成23年かほく市告示第155号）第2条第3号に規定する空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）に登録した空き家を賃借した者に係る費用の一部を補助するため、予算の範囲内においてかほく市空家等家賃支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、かほく市補助金交付規則（平成16年かほく市規則第30号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空き家バンクに登録した空き家で、一戸建て住宅をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 借家人 空き家において、賃貸借契約を締結し、入居する者をいう。
- (4) 家賃 賃貸借契約に定められた賃借料から管理費、駐車場使用料その他の居住以外の費用を除いた月額をいう。

### (補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当し、市税等を滞納していない者とする。

- (1) 空き家の借家人
- (2) 本市に住所を有する者又は第6条に規定する交付申請の提出の日までに、当該空き家に住所を定めていること。
- (3) 空き家の所有者等と3親等以内の親族でない者

### (補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、かほく市新婚さん住まい応援事業補助金交付要綱（平成23年かほく市告示第42号）及びかほく市UIJターン住まい補助金交付要綱（平成31年かほく市告示第15号）の規定による補助金又は公的制度による家賃補助（事業主等からの住宅手当を含む。）を受けているときは、その額を差し引くものとする。

### (補助金の額及び補助対象期間等)

第5条 補助金の額は、月額1万円を限度とする。

2 補助金を交付する対象期間は、初年の交付申請の翌月から起算して24月間とする。

3 補助金は、次条に規定する交付申請のあった翌年の1月1日現在で、第3条に規定に規定する補助金の交付対象者が同条各号に掲げる要件を満たしている場合に支給するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、かほく市空家等家賃支援補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 初年の補助金の交付申請は、第3条に掲げる条件を満たしたときに随時行うものとし、次年以降の交付申請は、毎年1月中に行うものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、かほく市空家等家賃支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者にその旨を通知するものとする。

(補助金の変更申請等)

第8条 前条の規定による補助金を交付する旨の決定の通知を受けた申請者は、その内容に変更が生じた場合は、速やかにかほく市空家等家賃支援補助金変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、かほく市空家等家賃支援補助金変更承認通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による通知をする場合において、当初の交付決定内容又はこれに付した条件等を変更することができる。

(実績報告)

第9条 申請者は、第7条に規定する交付決定のあった年の翌年の1月中にかほく市空家等家賃支援補助金実績報告書(様式第5号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、12月前に補助金の対象期間が終了したときは、速やかに当該実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付する補助金の額を確定し、かほく市空家等家賃支援補助金交付額確定通知書(様式第6号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた申請者は、かほく市空家等家賃支援補助金交

付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び返還）

第12条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けた場合には、当該補助金を交付する旨の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。